



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和4年度 就職氷河期世代を対象とした 川崎市職員採用試験受験案内

川崎市人事委員会

令和4年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験-民間企業等職務経験者-に申し込んだ方は、今回実施する令和4年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込むことはできません（※重複申込みは、受信の早いもののみを受理します。）。

《主な日程》

申 込 受 付 期 間	7月20日(水)午前9時～8月15日(月)午後5時(受信有効)
申 込 方 法	電子申請のみ
受 験 票 等 発 行	10月3日(月)(予定)
第 1 次 試 験 日	令和4年10月16日(日)【教養試験・作文試験(注)】 (注) 作文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。 ※ 教養試験で一定の成績以上の方を対象に面談試験を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日時・会場・合格発表」参照。)
第 1 次合格発表日	11月17日(木) 午前10時頃(予定)
第 2 次 試 験 日	11月26日(土)、11月27日(日)のうち指定する1日 【個別面接】
最終合格発表日	12月15日(木) 午前10時頃(予定)

《問合せ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程、会場試験内容等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter 等でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。



1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	5名程度

- (注) 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
 3 令和4年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験-民間企業等職務経験者-に申し込んだ方は、今回実施する令和4年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込むことはできません(※重複申込みは、受信の早いもののみを受理します。)。

2 受験資格

昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人(職務経験は問いません。)

※受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験科目・日時・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験科目・日時	会場(予定)	合格等発表日
教養試験・作文試験		
【教養試験】・【作文試験(注)】 10月16日(日) 集合時刻 午前 9時30分 解散時刻 午後 2時頃 (注)作文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。 採点は、第1次試験合格者のみ行います。	※会場は受験票で指定します。	10月27日(木) 午前10時頃(予定) 【面談試験対象】
面談試験 (集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)		
【面談試験】 11月5日(土)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか	11月17日(木)午前10時頃(予定) 【第1次試験合格】

(2) 第2次試験

面接試験(個別面接) (集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)		
【個別面接】 11月26日(土)・11月27日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか	12月15日(木) 午前10時頃(予定) 【最終合格】

(注)

- 1 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 2 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 3 合格等発表は、合格等発表日にホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者等の受験番号を掲載し、合格者等のみに文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 4 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。

- 5 面談試験の対象者には、「面接(面談)カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの。)を提出していただきます。
(面談試験当日に持参)。「面接(面談)カード」の様式は、面談試験対象者の通知に同封いたしますので、10月31日
(月)までに面談試験対象者の通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。
また、「面接(面談)カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験
【主な出題分野】※出題の程度は高校卒業程度のもです。 時事、社会、人文(哲学、文学、芸術、国語の出題はありません。)、自然に関する一般知識を問う問題。 文章理解(古文の出題はありません)、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題。＜択一式 40問 120分＞
面談試験
机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ＜20分程度＞

(2) 第2次試験

作文試験
与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ＜800字以上、1,000字以内 60分＞ ※作文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。
面接試験(個別面接)
【個別面接】＜30分程度＞ 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団討論試験は実施しません。

(注) 教養試験の問題例、作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登録された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和5年4月1日に採用されます。
- 受験資格がないこと、「申込内容」及び「面接(面談)カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿から削除します。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

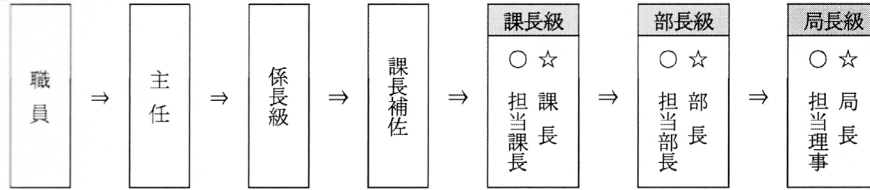
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用されます。これらの職に関わる職員はおおむね8割に当たり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

初任給は、川崎市職員(高校卒程度)採用試験の場合と同じ基準を適用し、個々の採用前の職歴などによって最低保障額以上の金額に決定されます。令和4年4月1日現在の初任給(地域手当を含む。)の最低保障額は、239,656円です。ただし、条例等の改正により変更されることがあります。

※この他に、期末・勤勉手当(4.30月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月あたり最高16,500円)等の諸手当が支給されます。

(2) 勤務時間及び休暇等

① 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

② 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

③ 休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護・不妊治療などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

④ 受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和4年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) ＜参考＞第2次試験配点 700点 ※総合得点には集団討論の得点(面接試験受験者は全員満点)が含まれます。	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和5年1月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「試験・選考情報」→「試験・選考案内」→「就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験」→「令和4年度申込方法(就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	7月20日(水)午前9時～ 8月15日(月)午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線上の障害等にトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。なお、 <u>同日(10月16日(日))に第1次試験を実施する令和4年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験－民間企業等職務経験者－に申し込んだ方は、今回実施する令和4年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込むことはできません(※重複申込みは、受信の早いもののみを受理します。)</u> 。
申 込 手 順	(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)」にお問合せください。 【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。 (2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録完了後、ホームページ「令和4年度申込方法(就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください。なお、申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。 (3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。 (4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください。なお、<u>受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)</u>を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。
申込整理票と受験票の印刷	10月3日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ両面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

◎ 身体障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込ください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 前年度(令和3年度)実施結果

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	面談試験 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	5	425	230	35	16	5	46.0

川崎市人事委員会公告第6号

令和4年度障害者を対象とした川崎市職員

採用選考実施について

令和4年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考を
次のとおり行います。

令和4年7月19日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和4年度 障害者を対象とした 川崎市職員採用選考案内

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	7月20日(水) 午前9時 ～ 8月16日(火) 午後5時 (受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	10月11日(火) (予定)
第1次選考日	令和4年10月23日(日) 【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	11月7日(月) 午前10時頃(予定)
第2次選考日	11月28日(月) 【面接試験】(予定)
最終合格発表日	12月8日(木) 午前10時頃(予定)

《問合せ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter <@kawasaki_saiyou> https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により選考日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※受験上の配慮を希望する方は P8「◎受験上の配慮を希望する人へ」を御確認ください。



1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選 考 区 分	主な職務概要	採 用 予 定 人 員
行 政 事 務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	10 名程度

(注)

- 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

2 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす人

(1) 昭和 52 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた人

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する人

- ア 身体障害者手帳(身体障害者福祉法第 15 条)の交付を受けている人
- イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
- ウ 更生相談所又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人
- エ 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条)の交付を受けている人

※1 交付申請中の場合は申込できません。

申込から採用までの間において、手帳等の提示を求めることがあります。

その際に、受験資格を満たしている事が確認できない場合は、採用選考を受験できません。

なお、障害者雇用状況調査のため、採用後に手帳等の提示を求めることがあります。

※2 手帳の名称については、交付している地方公共団体によって異なる場合があります。

御自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

※3 受験資格にかかわらず、地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は、受験できません。(民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)

地方公務員法 (抜粋)

(欠格条項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表日**(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができません。あらかじめ御了承ください。)**

第 1 次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場(予定)	合格発表日
10 月 23 日(日) 集合時刻 午前 9 時 40 分 解散時刻 午後 2 時 45 分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 時事、社会、人文(哲学、文学、芸術、国語を除く)、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解(古文を除く)、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 【択一式 40 問 120 分】	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)ほか ※会場は受験票で指定します。	【第1次選考合格】 11 月 7 日(月) 午前 10 時頃 (予定)
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【400 字以上、800 字以内 90 分】		
第 2 次選考【面接試験】(集合時間等の詳細は、第 1 次選考合格者に文書で通知します。)				
11 月 28 日(月)	面接試験	【個別面接】<30 分程度> 個別面接(3 対 1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団討論は実施しません。	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	【最終合格】 12 月 8 日(木) 午前 10 時頃 (予定)

(注)

- 1 受験に際しては、申込整理票及び受験票、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、障害者手帳等、昼食を持参してください。
- 2 選考会場は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載している案内図を御確認ください。
- 3 選考会場へは公共交通機関を利用して御来場ください。ただし、身体上の理由により自動車での来場が必要な方で、選考会場の駐車場の利用を希望される場合は、必ず申込時にお知らせください。
- 4 合格発表は、合格発表日にホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載し、合格者のみに文書で通知を発送します。
郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次

選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。

第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。

- 6 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

- 7 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)を、11月16日(水)消印有効までに提出していただきます。

「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたします。

第1次選考合格者で、11月9日(水)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで御連絡ください。

また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。

なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。

- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和5年4月1日以降に採用されます。

- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。

- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

5 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・経験に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

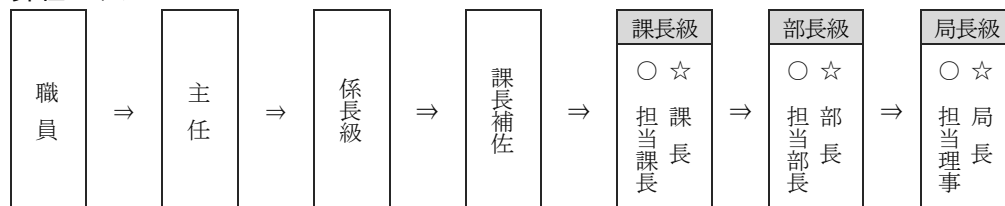
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用されます。これらの職に関わる職員は職員全体のおおむね8割に当たり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

選 考 区 分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行 政 事 務	情報化の推進、産業の振興 区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



※ ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

6 給与等

(1) 給与(初任給)

令和4年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

学 歴	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
大 学 院 修士課程修了者	224,692 円	① 初任給については、学校卒業後の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.30 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。
大 学 卒	207,524 円	
短 大 卒	181,540 円	
高 校 卒	168,548 円	

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護・不妊治療などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

(5) 受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和4年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限りです(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合 得点 ＜参考＞ 第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消 印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してくださ い。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日 から1箇月間掲載)
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合 得点 (第1次及び第2次選考の合算) ＜参考＞ 第2次選考配点 700点 ※総合得点には集団討論の得点 (面接試験受験者は全員満点)が 含まれます。	②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定 型封筒) 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和5年1月中旬以降に発 送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で 記載しています。

8 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「試験・選考情報」→「試験・選考案内」→「障害者を対象とし
た川崎市職員採用選考」→「令和4年度申込方法(障害者を対象とした採用選考)」と進み、詳しい申
込方法を確認してから申込手続を行ってください。

【申込受付期間】7月20日(水) 午前9時 ～ 8月16日(火) 午後5時(受信有効)

※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながりにくい場合があります。また、使用するパソコンや
通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限までに余裕を持っ
てお申込ください。

※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続にのみ使用します。

申 込 手 順

1. 「ネット窓口かわさき（電子申請サービス）」の利用者登録

(※既に登録済みの方は「2. 電子申請により受験申込を行う」に進んでください。)

ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」により手順を確認しながら、利用者登録をしてください。

【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。

「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)」にお問合せください。

【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。

2. 電子申請により受験申込を行う

ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「令和4年度申込方法(障害者を対象とした採用選考)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用選考の申込を行ってください。

ホームページに掲載してある「川崎市職員採用選考・電子申請マニュアル(申請編)」により手順を確認しながら、手続きを進めてください。

申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください。

申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで御連絡ください。

3. 申込内容の審査 ※川崎市人事委員会事務局任用課による作業

申込内容確認のため、電話等にて連絡することがあります。確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。連絡が取れない場合、申込を受け付けることができない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないようご注意ください。

4. 審査結果通知の確認

申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので確認してください。

受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで御連絡ください。

5. 申込整理票と受験票の印刷

10月11日(火)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれA4サイズで片面印刷してください。

「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。

第1次試験当日は、「申込整理票」、「受験票」、障害者手帳等を必ず持参してください。

◎ 受験上の配慮を希望する人へ

- (1) 希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、申込時の電子申請画面においてコードを選択してお知らせください。また、点字の補助として、問題の読み上げ等に音声パソコンを使用することもできますので、希望される場合は、申込時に記入してください。
- (2) 選考当日、補装具等の持込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、駐車場を利用する人、付添者を必要とする人は、申込時の電子申請画面においてそれぞれのコードを選択してお知らせください。また、補足事項等がある場合は、通信欄に記入してお知らせください。
- (3) 個別面接において、希望により、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席が可能です。同席を必要とする場合は、選考会場の準備等が必要となるため、11月14日(月)までに川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで御連絡ください。
- (4) その他受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に御相談ください。

連絡・問合せ先 川崎市人事委員会事務局任用課
電話 044-200-3343 メール 94ninyo@city.kawasaki.jp

◎令和3年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回) 実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次選考 受験者数 (人)	第1次選考 合格者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行 政 事 務	5	52	24	9	2	12.0

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第8号

第26回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和4年7月28日

川崎市農業委員会

会長 小 川 耕 平

1 日 時

令和4年8月10日（水） 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第1会議室

（川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7）

3 議 題

- (1) 議案第1号 農地法第3条に係る下限面積の設定について
- (2) 議案第2号 相続税の納税猶予適格者証明（新規）について
- (3) 議案第3号 特定農地貸付の承認について
- (4) 議案第4号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について
- (5) 議案第5号 川崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (6) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (7) 報告第2号 農地復元工事完了報告について
- (8) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (9) 報告第4号 相続税の納税猶予適格者証明（継続）について
- (10) 報告第5号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (11) 報告第6号 令和4年度農地等利用最適化の推進に関する意見（素案）について
- (12) その他

川 崎 区 告 示

川崎市川崎区公告第108号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月14日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第109号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月14日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第110号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月14日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年度	科目	期 別	この公示により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第3期～第4期	令和4年8月1日（第3期分）	1件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第111号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月14日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第112号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第2期	令和4年8月2日	計1件
令和4年度	介護保険料	第3期	令和4年8月2日	計23件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第113号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第114号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第115号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第37号**

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月14日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第1期分以降	令和4年8月1日（第1期～第3期分）	計2件（2名）
令和4年度	介護保険料	第1期分以降	計6件	計6件（5名）

川崎市幸区公告第38号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

(別紙省略)

中原区公告

川崎市中原区公告第32号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月14日

川崎市中原区長 板橋茂夫

（別紙省略）

川崎市中原区公告第33号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

（別紙省略）

川崎市中原区公告第34号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

年度	科目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・ 備考
令和 4年度	介護 保険料	第2期	令和4年8月2日	1件

（別紙省略）

川崎市中原区公告第35号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

（別紙省略）

川崎市中原区公告第36号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和4年7月28日

川崎市中原区長 板橋茂夫

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市中原区公告第37号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和4年7月28日

川崎市中原区長 板橋茂夫

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第50号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月14日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第51号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第52号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に 着手し得る日	件数・ 備考
令和 4年度	介護保険料	第1期分	令和4年8月2日 (第1期分)	計1件
令和 4年度	介護保険料	第2期分	令和4年8月2日 (第2期分)	計1件
令和 4年度	介護保険料	第3期分	令和4年8月2日 (第3期分)	計8件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第53号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に 着手し得る日	件数・ 備考
令和 4年度	後期高齢者 医療保険料	第9期分	令和4年8月2日 (第9期分)	計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第25号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月15日

川崎市宮前区長 南 昭 子

年度	科目	期別	この公告により 変更する納期限	件数・ 備考
令和 2年度	後期高齢者 医療保険料	第1期 以降		計1 件
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第1期 以降		計1 件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第26号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月15日

川崎市宮前区長 南 昭子

年度	科目	期別	この公告により 変更する納期限	件数・ 備考
令和 2年度	後期高齢者 医療保険料	第1期 以降		計1件
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第1期 以降		計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第27号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

多 摩 区 公 告**川崎市多摩区公告第31号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月14日

川崎市多摩区長 藤井 智弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第32号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和4年7月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があつ

たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第33号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年7月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

麻 生 区 公 告**川崎市麻生区公告第33号**

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月14日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第34号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用す

る地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月14日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第35号

保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第36号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第37号

神奈川県国民健康保険被保険者証返還請求等通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年7月27日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

（別紙省略）

